

令和 2 年度

定期監査等結果報告書

鈴鹿市監査委員

目 次

定期監査及び随時監査

1	監査の基準	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の着眼点（評価項目）	1
5	監査の実施内容	2
6	監査の結果	2
	対象別事項	
	定期監査	
	子ども政策部子ども育成課（幼稚園）	3
	教育委員会小学校，中学校，教育委員会事務局	3
	随時監査	
	土木部河川雨水対策課	3

財政援助団体等監査

1	監査の基準	4
2	監査の種類	4
3	監査の対象	4
4	監査の着眼点（評価項目）	5
5	監査の実施内容	5
6	監査の結果	6
	対象別事項	
	財政援助及び出資団体監査	
	公益財団法人鈴鹿市文化振興事業団	6
	財政援助団体監査	
	鈴鹿市職員共済組合	6
	公益社団法人鈴鹿市シルバー人材センター	7
	指定管理者監査	
	白子駅東自転車駐車場，白子駅東第2自転車駐車場，白子駅西自転車 駐車場／蔦井株式会社	7
	伝統産業会館／伊勢形紙協同組合	8

定期監査及び随時監査

1 監査の基準

鈴鹿市監査基準に準拠

2 監査の種類

財務監査。鈴鹿市監査委員条例第4条第1項による定期監査及び第5条による随時監査として実施。

3 監査の対象

(1) 定期監査

国府幼稚園，加佐登幼稚園，白子幼稚園，飯野幼稚園，玉垣幼稚園，神戸幼稚園，栄幼稚園

国府小学校，庄野小学校，加佐登小学校，明生小学校，石薬師小学校，鼓ヶ浦小学校，白子小学校，飯野小学校，河曲小学校，玉垣小学校，神戸小学校，栄小学校，天名小学校，深伊沢小学校

白鳥中学校，創徳中学校，神戸中学校，千代崎中学校，天栄中学校

(以下，書面監査。)

危機管理部，政策経営部，地域振興部，文化スポーツ部，健康福祉部，土木部，会計課，上下水道局，議会事務局

地区市民センター（全22か所），公民館（全31か所）

保育所（全10か所），子育て支援センターりんりん

旭が丘幼稚園，稻生幼稚園，箕田幼稚園，椿幼稚園

牧田小学校，清和小学校，旭が丘小学校，愛宕小学校，稻生小学校，一ノ宮小学校，長太小学校，箕田小学校，桜島小学校，若松小学校，合川小学校，井田川小学校，椿小学校，鈴西小学校，庄内小学校，郡山小学校

平田野中学校，白子中学校，鼓ヶ浦中学校，大木中学校，鈴峰中学校

(2) 随時監査

土木部河川雨水対策課

水路・河川の維持管理について

4 監査の着眼点（評価項目）

(1) 補助金等交付事務

ア 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。

イ 補助金等の算出は合理的な基準によって行われているか。

ウ 補助の効果は確認されているか。

エ 補助金等の交付条件は適切に示され，条件どおり履行されているか。

オ 事業計画書どおりの精算が行われているか。

カ 補助金等が所期の目的を達成しているにもかかわらず，漫然と継続しているものはないか。終期の設定（時限性）がなされる必要はないか。

キ 行政需要が減少しているもの又は事業効果が希薄なもので，縮小廃止が適当

と認められるものはないか。

ク 事業規模に関係なく、一律に定額の補助が行われていないか。

(2) 委託契約

ア 仕様書は適正に作成されているか。

イ 予定価格の算定及び秘密保持の方法は適正に行われているか。

ウ 見積書及び契約書等の関係書類及び帳簿は的確に管理されているか。内容は適正か。

エ 随意契約による場合、その理由は適正か。

オ 契約変更の場合、その事由及び契約金額の増減の内容は適切か。事務は適時かつ適正に行われているか。

カ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうかを成果物その他実績報告書等で確認したか。

(3) 財産管理

ア 各々の財産に応じた必要十分な維持管理及び補修が適切に行われているか。

イ 遊休化しているものについて、解決するための方策が講じられているか。

ウ 財産の貸付け又は目的外使用の理由、期間、貸付料及び条件は適正か。

エ 財産は効率的に運用されているか。経済性や効果に課題が見当たらないか。

(4) 現金預金の取扱い

ア 現金出納簿は遅滞なく正確に記帳されているか。

イ 収納金は適正に保管されているか。私金と混同していないか。

ウ 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

エ 釣銭資金の設定、取扱い及び保管は適正に行われているか。

オ 歳計外現金の取扱いは適正か。

5 監査の実施内容

令和元年度に執行した事務事業を対象に、各所属を単位として監査調書及び関係帳簿類の事前調査、関係職員からの聞き取り、現地調査、委員からの質疑応答及び講評などの方法により、令和2年11月2日から令和3年3月17日に実施した。

なお、上記「3 監査の対象」の後段に掲げる各所属については、提出された調書に基づき書面監査として実施した。

また、随時監査においては、書面監査の中から必要と認められる事務及び事業に関して監査を実施した。

6 監査の結果

上記1から5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し正確に行われ最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

なお、各監査対象別の指摘事項（修正・改善を要する事項）及び所見（検討・努力を要する事項）は次のとおりである。

対象別事項

定期監査

子ども政策部

【子ども育成課（幼稚園）】

1 指摘事項 なし

2 所 見

(1) 備品管理について、備品台帳と整合がとれていないものが見受けられた。定期的に備品台帳との突合を行い、適正に管理されたい。

教育委員会

小学校

【鼓ヶ浦】

1 指摘事項 なし

2 所 見

(1) 備品管理について、備品台帳と整合がとれていないものが見受けられた。定期的に備品台帳との突合を行い、適正に管理されたい。

【国府，庄野，加佐登，明生，石薬師，白子，飯野，河曲，玉垣，神戸，栄，天名，深伊沢】

1 指摘事項 なし

2 所 見 なし

中学校

【白鳥，創徳，神戸，千代崎，天栄】

1 指摘事項 なし

2 所 見 なし

教育委員会事務局

1 指摘事項 なし

2 所 見 なし

随時監査

土木部

【河川雨水対策課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

(1) 書面監査で提出された調書における懸案事項の記載等から河川雨水対策課における河川及び排水路等の清掃作業を対象として監査を実施した。

調書によると河川及び排水路等の維持管理に伴う清掃作業については、業者や自治会への委託によって実施してきたところであるが、近年、予算が減少傾向にあることや自治会構成員の高齢化によって従来の維持管理が難しくなってきたとのことである。

こうしたことから、やむなく所管課の職員が自ら除草や汚泥の撤去を行うようになったが、作業時間は直近3か月で延べ600時間を超えている状態である。

また、一般行政職員がこれらの清掃作業に従事することが継続的に行われ、実質的に分掌業務となっていることは、経済性の観点以外に服務規程等の観点からも問題を感じる場所である。所管課としても望ましい在り方ではないことを認識していることから、改善に向けて組織的に取り組まれない。

財政援助団体等監査

1 監査の基準

鈴鹿市監査基準に準拠

2 監査の種類

財政援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 財政援助及び出資団体監査

監 査 対 象 (所 管 課)	令和元年度	
	補助金※	出資金※
公益財団法人鈴鹿市文化振興事業団 (文化スポーツ部文化振興課)	39,187,000 円	50,000,000 円

(2) 財政援助団体監査

監 査 対 象 (所 管 課)	令和元年度
	補助金※
鈴鹿市職員共済組合 (総務部人事課)	14,927,000 円
公益社団法人鈴鹿市シルバー人材センター (産業振興部産業政策課)	14,800,000 円

(3) 指定管理者監査

監 査 対 象 (所 管 課)	令和元年度
	指定管理料※
白子駅東自転車駐車場，白子駅東第2自転車 駐車場，白子駅西自転車駐車場／ 蔦井株式会社 (危機管理部交通防犯課)	4,700,000 円
伝統産業会館 ／伊勢形紙協同組合 (産業振興部地域資源活用課)	13,200,000 円

※ 補助金は令和元年度交付確定額，出資金は残高，指定管理料は令和元年度決算額

4 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財政援助団体

- ア 事業計画書，予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書，実績報告書等は符合するか。
- イ 出納関係帳票の整備，記帳は適正か。
また，領収書等の証拠書類の整備，保存は適切か。
- ウ 精算報告は適正に行われているか。

(2) 出資団体

- ア 経営成績及び財政状態は良好か。
- イ 関係帳票の整備，記帳は適切か。
また，領収書等の証拠書類の整備，保存は適切か。
- ウ 会計経理及び財産管理は適切か。

(3) 公の施設の指定管理者

- ア 公の施設の指定管理に係る収支会計経理は適正になされているか。
また，他の事業との会計区分は明確になっているか。
- イ 公の施設の指定管理に係る出納関係帳簿，記帳は適正になされているか。
また，領収書類の整備，保存は適正になされているか。
- ウ 公の施設の指定管理に係る管理規程，経理規程等の諸規程は，整備されているか。

(4) 所管部局

財政援助団体等に対して，市の指導及び監督が適正に行われているか。

5 監査の実施内容

令和元年度に執行した事務事業で当該財政援助に係るものを対象に，各団体を単位として監査調書及び関係帳簿類の事前調査，関係職員からの聞き取り，現地調査，委員からの質疑応答及び講評などの方法により，令和2年12月14日から令和3年3月17日に実施した。

6 監査の結果

上記1から5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。

なお、各監査対象別の指摘事項（修正・改善を要する事項）及び所見（検討・努力を要する事項）は次のとおりである。

対象別事項

財政援助及び出資団体監査

【公益財団法人鈴鹿市文化振興事業団】

1 指摘事項

- (1) 鈴鹿市補助金等交付規則の交付基準においては、交際費を対象としていない。当該補助金収入で賄われている法人会計からの生花代の支出は不適切であるから今後は改められたい。

2 所見 なし

(所管課に対する指摘事項及び所見)

【文化スポーツ部文化振興課】

1 指摘事項 なし

2 所見

- (1) 所管する公益財団法人文化振興事業団の監査を実施したので、その監査結果について所管課として適正に指導されたい。

財政援助団体監査

【鈴鹿市職員共済組合】

1 指摘事項

- (1) 補助対象事業である健康管理助成の事務において、過払いが見受けられる。随時、確認を行い、適正な事務の執行に努められたい。

2 所見

- (1) 什器備品類減価償却費積立金は、会計ソフト及び事務机等什器備品の減価償却見合額を積み立て、再取得に備えるものであるが、現時点で充当を予定しているとするパソコン、会計ソフト及びコピー機等についてはリース契約による調達となっている。より経済的な調達方法を検討し、必要額を精査されたい。

(所管課に対する指摘事項及び所見)

【総務部人事課】

1 指摘事項 なし

2 所見

- (1) 所管する鈴鹿市職員共済組合の監査を実施したので、その監査結果について所管課として適正に指導されたい。

【公益社団法人鈴鹿市シルバー人材センター】

1 指摘事項

- (1) 公益目的保有財産再取得積立金についての取扱いに関する規程が定められていないので、積立額の考え方、期限及び用途等について所要の規程整備をされたい。

2 所見

- (1) 仮払い及び立替払についての基準が定められていないので、精算期間及び対象経費等について所要の規程整備をされたい。

(所管課に対する指摘事項及び所見)

【産業振興部産業政策課】

1 指摘事項 なし

2 所見

- (1) 所管する公益社団法人鈴鹿市シルバー人材センターの監査を実施したので、その監査結果について所管課として適正に指導されたい。

指定管理者監査

【白子駅東自転車駐車場，白子駅東第2自転車駐車場，白子駅西自転車駐車場指定管理者／蔦井株式会社】

1 指摘事項

- (1) 協定書第7条に定める経理規程の作成及び会計帳簿の分離がなされていないので、早急に改善されたい。

2 所見

- (1) 緊急の立替払に対する精算や発券記録に対する現金在高不足が生じた場合の補填など、運営法人会計との間で入出金を行う場合は、その都度適正に記録し、報告書等に記載された計数の信頼性を損なうことのないよう努められたい。

(所管課に対する指摘事項及び所見)

【危機管理部交通防犯課】

1 指摘事項 なし

2 所見

- (1) 指定管理者である蔦井株式会社の監査を実施したので、その監査結果について所管課として適正に指導されたい。

また、適正な施設管理のため、協定書及び仕様書等に示された内容の調査、点検及び指示を適切に行い、施設運営状況の的確な把握に努められたい。

【伝統産業会館指定管理者／伊勢形紙協同組合】

1 指摘事項

- (1) 施設使用料の収納事務において、全日使用に対し時間帯別の区分料金が適用されたという誤りが複数回あったので、今後は改められたい。
- (2) 運営法人に要する経費と指定管理業務に係る経費の配分に不明な点が多いので、改善されたい。
- (3) 協定書第7条に定める経理規程の作成及び会計帳簿の分離がなされていないので、早急に改善されたい。

2 所 見 なし

(所管課に対する指摘事項及び所見)

【産業振興部地域資源活用課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 指定管理者である伊勢形紙協同組合の監査を実施したので、その監査結果について所管課として適正に指導されたい。

また、適正な施設管理のため、協定書及び仕様書等に示された内容の調査、点検及び指示を適切に行い、施設運営状況の的確な把握に努められたい。

付言

平成 15 年に地方自治法の一部が改正され公の施設の管理・運営について、民間の能力を活用し住民サービスの向上及び経費節減等を図ることを主たる目的として指定管理者制度が創出され、本市においても導入に向けて規程の整備等が行われた。

指定管理者監査においては、協定書に規定されていることが適正に実施されているかどうかは基本的な着眼点であるが、今年度の監査に限らず、指定を受けた団体等において、共通仕様の協定書第1章総則から第10章その他まで数十条に及ぶ各項目の権利や義務の認識が不十分で、定められたことがなされていない事例も多く、その都度注意を促してきた。

こうしたことから、指定管理者を所管する担当課においては、受託団体等への一層の指導を行うとともに、指定管理者制度適用の有効性や妥当性についても検証されることを望むものである。